豊中市

被災者支援システム構築等業務委託

指名型プロポーザル

実施要領

令和５年５月

豊中市　財務部　固定資産税課

1. 実施の目的

災害発生時には迅速な生活再建支援のため、被害認定調査から罹災証明書の発行までを短期間で行う必要がある。そのため、調査依頼の受付管理、現地調査の支援、被害認定調査結果の管理、罹災証明書の発行等の業務を効率的かつ迅速に行える被災者支援システム構築等業務を委託する業者を選定するため、公募型プロポーザルによる企画提案募集を行うものである。本企画提案募集において、重視するポイントは下記の３点である。

1. 事前及び事後作業を含めた被害認定調査の効率化
2. 被害認定調査状況及び被害状況管理の効率化
3. 地図情報システム（GIS）活用による効率化
4. 業務の概要

委託する業務は下記の通りとする。

1. 業務名称：被災者支援システム構築等業務委託
2. 担当部局：豊中市　財務部　固定資産税課
3. 業務内容：別紙「豊中市被災者支援システム構築等業務委託仕様書」による。
4. 委託期間：契約締結日（令和５年８月稼働想定）から令和６年３月３１日まで
5. 提案上限額（税込み）：

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年　　度 | 上　限　額 | 備　考 |
| 令和５年度 | 4,656,300円 | システム構築費用及び8か月の保守費用含む |

1. 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合は参加を認めない。

1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
2. 入札参加資格を有すること。
3. 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例（平成 25 年豊中市条例第 25 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当しないこと。
4. JISQ27001（ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム））認証登録証明書を取得していること。
5. ISO9001認証登録証明書を取得していること。
6. 参加表明手続き

企画提案に参加しようとするものは、参加申込書（様式1）に記入のうえ、事務局あてに持参、郵送又はメールで送付すること。

1. 企画提案書作成要領

本業務の目的、仕様書の内容を十分に理解したうえで、次の様式により企画提案書等を作成すること。

1. 提出書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 | 内　　　容 | 様　式 |
| 参加申込書 |  | 様式1 |
| 見積書1 | 令和５年度導入費用及び年間運用費用の合計額（消費税込み）・内訳を具体的に記載した明細（任意様式）を添付すること。 | 様式2 |
| 見積書2 | 次年度以降の年間運用費用の合計額（消費税込み）・内訳を具体的に記載した明細（任意様式）を添付すること。 | 様式3 |
| 企画提案書 | ・企画提案書は１者１案とする。・以下の項目について記載するものとし、全体でＡ４版紙換算３０頁以下にて作成すること。Ａ３版紙はＡ４版紙２頁として計上する。1. 実施体制
2. 導入実績
3. 工程表
4. システム概要
5. 提案書

下記項目について提案すること。タイトル、章立て等については任意とする。* 1. 発災から罹災証明書発行までの運用について
	2. 罹災証明書発行後の運用について
	3. 調査状況、罹災証明書発行状況の確認について
	4. 関連システムとの連携について
	5. 法改正や機能改善について
	6. セキュリティの確保について
	7. その他提案項目について
1. 想定災害時の運用費用の試算
 | 任意 |

1. 想定災害

想定災害時の運用費用を試算すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 想　　定 |
| 災害 | 地震 |
| 住家被害認定調査件数 | 4,800棟 |
| 調査期間 | 6か月（120日） |
| 調査班数 | 8班 |
| １班が１日に調査できる件数 | 5件 |

1. 提出方法

事務局あてに持参（平日9時から17時15分まで。土日祝日及び時間外は受け付けない。）又は郵送による。郵送による提出の場合にあっては、事務局に対し、提出書類の到達について確認すること。提出書類の分割提出は認めない。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。提出書類に不備等が発見された場合は補正を求めることがある。提出期限後の書類の差替えは、市が補正等を求める場合を除き認めない。

1. 提出先

##### 　　豊中市　財務部　固定資産税課

##### 　　住　所：〒561-8501　豊中市中桜塚３丁目１番１号

##### 　　担当：石元、厚東

1. 提出期限

令和５年６月２６日（月）　１７時１５分必着

1. 提出部数

正本１部、副本７部

形式：Ａ４縦　左端綴じ（インデックスをつけ、フラットファイル等で綴ること）

1. 注意事項

提出書類の返却、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出に応じることはできない。提出書類等の著作権は提案者に属すが、審査等において必要な範囲で複製を行う場合がある。

1. 質疑応答

本要領及び仕様書について質問がある場合は、質問書（様式4）に記入のうえ、事務局あてにメールで問い合わせること。質問及び回答は、すべての参加業者にメールで送付する。

1. 日程

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　目 | 日　　時 |
| 企画提案募集業者指名 | 令和5年5月22日（月） |
| 参加申込書及び質問事項、辞退届の提出期限 | 令和5年6月05日（月）17時15分必着 |
| 質問事項への回答 | 令和5年6月12日（月） |
| 企画提案書等の提出 | 令和5年6月26日（月）17時15分必着 |
| プレゼンテーション日時通知 | 令和5年6月28日（水） |
| プレゼンテーション | 令和5年7月上旬（予定） |
| 審査結果の通知 | 令和5年7月中旬（予定） |
| 選定結果の公表、契約締結 | 令和5年7月下旬（予定） |

1. 審査方法
2. 基本事項

・市職員で構成する選定委員会を設置し審査する。

・審査は書類審査及びプレゼンテーション審査とする。

・審査は審査項目に基づき、選定委員会の合議によって採点を行う方式とする。

・得点が最も高い提案者を第一優先交渉者として選定する。ただし、合計点数が

満点の50%以上を満たす提案者がいない場合は、第一優先交渉者を選定せず、

別途、再審査あるいは再募集を行うものとする。

1. プレゼンテーション

・発表時間等：45分程度（1提案者につき30分程度のプレゼンテーションのあと、質疑・応答することとする。）

・機材等：パワーポイント等を使用する場合に必要な機材は、すべて提案者が用意すること。スクリーン、プロジェクター、電源の貸し出しが必要な場合は事前に申し出ること。

・発　表　者：本業務に携わる担当者とする。

1. 審査項目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | 審　査　内　容 | 配　点 |
| 実施体制 | ・業務執行体制・各種資格・サポート体制 | 10点 |
| 導入実績 | ・導入実績・自治体間の応援が容易なシステムとなっていること。 | 20点 |
| 工程表 | ・システム稼働までの工程は妥当であること。 | 10点 |
| 提案 | ・モバイル端末やGISを活用することにより、調査依頼の受付から罹災証明書の発行までの業務を効率的に行うことができること。・罹災証明書発行後の各種支援業務に対応できること。・調査進捗、被害状況及び証明書発行状況等の確認・共有が容易にできること。・関連システムとの連携が可能であること。・法改正への対応や継続した機能改善がなされること。・セキュリティが確保されていること。・その他提案項目 | 50点 |
| 見積書 | ・費用は上限金額を超えていないこと。・平常時及び想定災害時の費用は妥当であること。 | 10点 |
| 合計 | 100点 |

1. 契約について
2. 審査結果通知

審査結果は、全ての提案者に対して文書で通知する。なお、市と仕様並びに価格等協議の上、市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定するため、第一優先交渉者の通知をもって本業務の受託を約するものではない。

1. 契約

契約内容及び仕様については、採択された提案書をもとに市と詳細を協議する。この際、改めて市から提案内容の説明を求めることがある。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。契約保証金は、豊中市財務規則の定めるところによる。

1. 再委託について

受託者は、本業務の主たる部分である「被災者支援システム構築業務」を自ら履行しなければならない。それ以外の部分については再委託を行っても差し支えないが、事前に委託者の承諾を得ること。

1. 留意事項
2. 提出書類の作成経費や旅費等の必要経費等は提案者の負担とする。
3. 選定委員会の構成員、応募者名等の内容についての質問は一切受け付けない。
4. 企画提案書の提出前又は提出後に本案件への参加を取り下げる場合には、速やかに下記事務局まで連絡するとともに、文書（様式4）で通知すること。なお、取り下げによる不利益な取り扱いはしない。
5. 質問事項の提出期限以降、業務に係る質問は受け付けない。
6. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、業者選定の対象から除外する。

・本案件期間中に、第３条で規定する参加資格を満たさなくなったとき

・第２条（５）の提案上限を超える提案を行ったとき

・提案書類において虚偽の内容を記載したとき

・提案期限までに提出場所に提案書類の提出がないとき

・プレゼンテーション審査に欠席したとき

・１者で複数の提案をしたとき

・提案に関して談合等の不正行為があったとき

・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき

・法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき

・審査の公平性を害する行為があったとき

・前各号に定めるもののほか企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、選定委員会が失格であると認めたとき

1. 事務局

本案件に関する事務局は下記とする。

豊中市　財務部　固定資産税課

　　　住　所：〒561-8501　豊中市中桜塚３丁目１番１号

　　担当：石元、厚東

　　　電　話：06-6858-2525（内線：2148）

　　　E-mail：kotei＠city.toyonaka.osaka.jp

以上